

令和7年度 高知県における農地中間管理事業に対する評価と意見

令和 8 年 6 月 24 日

高知県農地中間管理事業評価委員会

1 農地中間管理事業評価の視点

高知県は急峻な山岳地形が大部分を占め、中山間地域はもちろん平坦地においても耕地の生産環境条件整備が立ち遅れており、農業経営体の経営耕地面積規模も全国と比較して小さい。こうしたなか、高知県では施設園芸を中心とする園芸農業により、土地生産性の高い農業展開してきたが、特に中山間地域を中心として土地利用型農業の担い手不足が進み、耕作放棄地が拡大している。

こうした状況を踏まえて、本評価委員会では、農地中間管理事業の実施体制や数値実績とともに、将来の地域農業構造改善につながる農地中間管理機構（以下、「機構」という）の活動の次の諸効果についても、幅広く事業評価の対象とすることとした。

- 事業を通じた地域農業の担い手確保・育成への貢献
- 事業を通じた農地の基盤整備（生産環境条件改善）への貢献
- 事業を通じた地域における効率的な農地管理体制整備への貢献 等

そのため、次の 9 項目を事業の評価項目として設定する。

- 1) 事業数値実績、2) 組織推進体制、3) 事業推進活動、4) 事業財務管理、5) 関係機関等との連携、6) 農地基盤整備事業推進への貢献、7) 「地域計画」策定への貢献、8) 担い手確保・育成への貢献、9) 遊休農地解消への貢献

2 評価・意見

評価9項目ごとに、実績、委員の評価、委員の意見を整理して、別表に示す。機構には別表の評価項目毎の意見を踏まえて、引き続き担い手への農地利用集積及び面的集約を中心となって推進し、農地資源の効率的利用と次世代への継承に向けて成果を上げていただきたい。

3 高知県における農地中間管理事業を円滑に推進するための国への要望

令和7年度から農地の貸借が機構を経由した契約に一本化され、市町村が今まで行っていた農地の権利移動（利用権）の関わりが薄くなってしまい、市町村の農地貸借への対応に温度差が生じている。

地域計画の実現・達成は、地域農業の活性化を推進する重要な施策であることから、農地中間管理事業の円滑な実施にあたり、同計画を策定した市町村には、農用地利用集積等促進計画を作成する主体として法的な位置付け、新たな仕組みの創設を国に対して要望したい。

令和7年度 農地中間管理事業評価及び意見

高知県農地中間管理事業評価委員会					
評価項目と実績	委員評価値				具体的な取組への意見
	A	B	C	D	
1 事業数値実績について ・事業計画目標500ha（達成率75.2％）（前年度300ha,52.2％） 借入 376.3ha （前年度156.8ha）(R7末ストック1162ha） 貸付 360.0ha （前年度157.3ha）(R7末ストック1087ha）		1	2		・林野率が84％と高く圃場整備率が約5割程度で優良農地が少ないなか、前年度より大幅に借入・貸付実績が増加(240％)したことは一定評価できる。 ・事業計画目標500haにはまだ差があることから、本年度も地域計画に基づき地域の農業構造改善に繋がる事業展開をより進めていくことが必要。
2 組織推進体制について ・本部スタッフ14名（1名増）、推進支援員（相談員）12名（1名減）、計26名体制で事業実施 ・農地活用サポーターを8市、3町、1村に24名(2名増員)配置し、日高村沖名地区では農地活用サポーターの活動により集落営農組織へ9.7ha貸付			3		・業務の増加を見込み、本部職員を1名増員し、体制強化を図ったことは一定評価できるが、現場の推進支援員1名減は、業務量が増大するなか今後の人員体制の充実に努めていただきたい。 ・国の令和9年度の制度改革の見直し見据えて、中長期的な人員体制計画に基づき、新規雇用やスタッフ・推進支援員の交代も視野に入れた人員確保を進めていくことが必要。 ・推進支援員、農地活用サポーターの活動については、その活動の重要性に鑑み、今後も適正な配置を行い事業推進を図ること。
3 事業推進活動について ・法改正に伴う農地中間管理事業（以下「機構事業」という）の周知・PR活動に関しては、昨年度市町村と連携しPRチラシの配布をしたことにより、現場での対応は比較的スムーズにできた。本年度も推進支援員のマッチング活動を通じて市町村と連携し周知を図る。	1	2			・法改正に伴い今まで以上に推進支援員の活動が重要となっている。これまで行ってきたきめ細かなマッチング活動は、事業推進上の問題把握・課題解決において重要であり、今後も継続的な活動強化が臨まれる。 ・相対利用権からの更新切替案件が本年度もかなり見込まれるため、各地域の推進支援員は市町村と連携しスムーズな事業展開を行うこと。
4 事業財務管理について ・法改正による事業量の増に伴う債権・債務の管理が増加 ・相対利用権からの代替策として出し手・受け手が直接賃料の授受を行う賃料直接支払方式を選択制で導入。これにより未収金のリスクヘッジが図られた。 14市町村で実施 件数150件、面積36ha、賃料10,240千円 ・毎年出し手・受け手の契約件数が増加する中、受け手のリタイヤや規模縮小、出し手の逝去により、賃借料未収・未払が発生し、債権・債務の管理を適正に行ってきたが、長期未収金が1件（法人）・未払いが1件（個人）発生 ・受け手(法人)のリタイヤによる原状回復の履行がされず、機構で草刈(0.6ha)を実施しその費用を立替			3		・事業量の増加に伴う賃料の収受の対応に苦慮しているなか、債権・債務の管理について適正な会計処理がなされており、過去の長期未収金の回収における機構職員の地道な戸別対応は評価できる。また、令和7年度から取り組んだ賃料直接支払の選択制の導入など、農家ニーズへの対応、機構の未収金のリスクヘッジを図ったことは評価できる。 ・昨年度に引き続き、賃借料の長期未収金が1件発生したが、受け手のリタイヤに起因するものであり、諸事問題は多いが機構職員の根気強い対応に期待したい。 ・今後の長期未収金発生抑制や対象農地の原状回復の履行等の対策に関して、国の制度改革の見直しや他県等の動向も踏まえながら検討していくこと。
5 関係機関等との連携強化について ・機構事業への統合一本化に伴う件数増加に対応するため、集積の機運が醸成された11市町村と業務委託を実施 ・事務量が多い市と事務のスキーム及び役割分担について市、農業委員会と意見交換会を行い、事務簡素化の整備を図った。 ・課題として、業務量の多い市で手続に不測の時間が掛っている現状がある。今後、機構支援システム（NJK）、ITの普及が急務	1	2			・機構事業の制度設計が大幅に変更となり、市町村との業務委託による取組は確認したが、次年度以降も業務委託の効率的執行、持続可能な仕組み作りに取組んでいくこと。 ・市町村、農業委員会との意見交換を行い事務の簡素化に努めたことは一定評価できる。機構支援システムとITを活用した情報データの共有を図り、事務処理の短縮化を検討していくこと。
6 農地基盤整備事業推進への貢献 ・県産業振興計画の重点施策に位置づけられた地区の優良農地の確保に向けて、計画段階から地域へ入り、重点的に取組みを行った。 ・高知市大津・鹿児島地区で農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）に市・関係機関と取組み、早期に地域の合意形成が図られ17.5haの借入。令和8年4月9日事業採択認可 ・農地耕作条件改善事業、国営農地開発事業に取組、香南市、南国市で地域の同意形成を得て担い手への集積に努めた。	2	1			・基盤整備による優良農地の確保は、担い手への集積・集約の推進、遊休農地の解消の有効手段である。農地の多面的機能を維持・発揮させるために、今後も優良農地の確保に向けて取組むこと。 ・地元農家負担が実質必要ない機構関連事業は、中山間地域における有効な基盤整備事業であり、県、市町村、土地改良区等の関係機関と連携を密にして、早期事業実施に向けた取組みを強化していくこと。
7 「地域計画」への貢献 ・地域計画が策定された地区で見直しに係る地域の座談会に出席 ・担い手への貸付後、白地の目標地図に位置付。地域計画の軽微な変更について市町村と連携し取組 ・本省主催の地域計画意見交換会オンライン会議参加（4回）			3		・地域計画の実現に向け、目標地図の達成に資するよう市町村と連携し、推進支援員による農地のマッチング支援や担い手への農地の集積・集約化は重要である。今後もまだ目標地図に位置付けされていない農地（白地）があることから、農業を担う者への位置付け、地域計画のブラッシュアップに引き続き継続し取組むこと。
8 担い手確保・育成（新規就農・企業参入等）への貢献 ・新規就農者への経営初期の負担軽減を図ることを目的とした、賃借料の2分の1助成を行った。12.2ha、50件、3,044千円 ・企業参入については、南国市で簡易な基盤整備後、1社が次世代施設園芸団地で施設園芸での参入計画が進み、地権者の同意形成が図られた。令和8年度に企業へ貸付けをする計画	1	2			・新規就農者の早期経営安定化を目的とした賃借料の2分の1助成は、高地代である施設園芸に取組む新規就農者割合の高い本県においては重要である。今後も新規就農者への支援に取組むこと。 ・次世代施設園芸団地整備での企業参入は、担い手が不足する地域の活性化、雇用促進等に寄与することから、今後も関係機関と連携し企業が円滑に農業参入できるよう推進していくこと。
9 遊休農地解消への貢献 ・昨年度まで実績があった県の補助事業である遊休農地解消事業が再編整備され、市町村、農業者へのPRを行ったが事業要件に合致する要望がなく実施には至らなかった。 ・機構のマッチング活動のなかで、遊休農地を機構が借受、担い手へ貸付後、農地の解消作業を担い手が実施。4市1村で2.2haの解消 ・知事裁定による所有者不明農地・遊休農地の恐れがる農地の借受が農業委員会と連携を行い担い手への貸付。1件、0.3ha	1	2			・遊休農地の解消は、農地資源の利活用として重要であることから、推進支援員の活動の中で担い手による遊休農地の解消ができたことは、一定評価できる。 ・遊休農地は、地域計画の実現においてネックとなることから、今後とも市町村と連携し事業を進めていただきたい。 ・中山間地域の農地所有者は、農地の維持管理経費が大きな負担となり、相続登記の放置や相続放棄が増加傾向にある。このような中で、機構による所有者不明農地の集積は、正確な現状把握と農地に関する専門的知識や経験が必要となる。この点機構では農地に関するノウハウの蓄積があることから、市町村、農業委員会と連携し担い手への集積に努めていただきたい。
★ 総合評価・意見	1	2			・本県は、平坦地が少なく中山間地域が殆どである条件下において、前年度を大きく上回る集積面積の実績を上げた機構の取組は評価できる。計画目標500haの達成には、市町村の協力が不可欠であることから、より一層連携を密にして取り組んでいただきたい。 ・地域計画の実現・達成に向け、目標地図に位置付けされていない農地のマッチング支援に引き続き市町村、関係機関と連携し事業推進に取組んでいただきたい。 ・令和8年度は、機構事業の取扱量が前年並みに見込まれることから、業務に対応する体制整備が必要不可欠である。職員の中長期的な計画を見据えて継続的な雇用を確保するため、活動費について予算措置の確保を国、県に強く要請していただきたい。 ・令和8年度の事業推進については、評価項目1～9を踏まえて、担い手への集積、集約を推進し、農地の資源の効率的利用と次世代への継承に向けて取組み、成果を上げていただきたい。

評価の基準はA：適正・良好 B：ほぼ適正・順調 C：取組強化 D：不十分・改善、評価委員3名の評価人数を記載